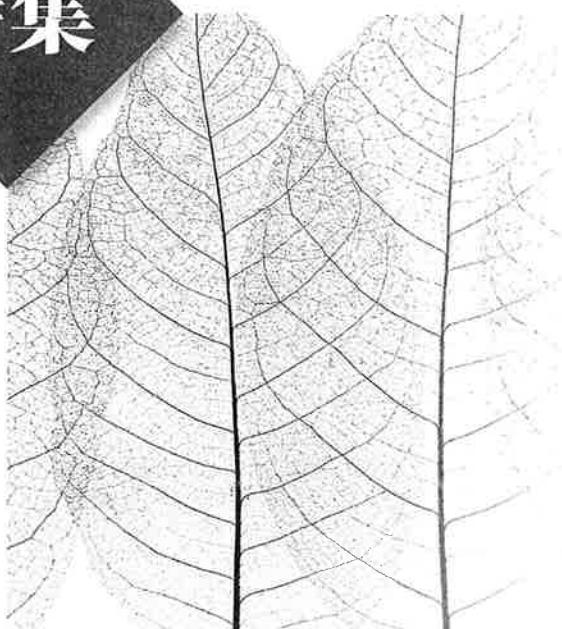


遺族の権利、 消費者の権利



葬式の場では、遺族（血縁に限定せず、死者本人と最も近い関係にある人、死者を悼み悲しむ人）、は同時に消費者である。

死者を悼み悲しむ人の権利を突き詰めて考

えた高見晴彦氏（34）を中心とするグループによる成果を紹介する。

併せて09年に公表された全葬連「わたしたちの誓い」を紹介する。

「死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言」とその解説

——高見晴彦（キリスト教会葬儀研究所）…18

全葬連「わたしたちの誓い」と その解説

——碑文谷創…28



死者を悼み悲しむ人の 基本的な権利に関する宣言

(前文)

全て人間は、他者との関係の中に生きているのですから、ある人またはある生物の死に際し、その喪失により心に痛みを覚え、悲しみの感情が生じ得ることは自然なことです。この感情は、人種や属する社会、立場といった違いを超えて、あらゆる人に生来根源的に与えられたものです。から、この事実に思いを致し、悲しみの内にある全ての人を尊重することです。そこで、死者を悼み悲しんでいる人が自由にまた十分に自己の悲しみと向き合えるよう、その人々には以下の基本的な権利が存在することをここに宣言するものです。

しかしながら、複雑な人間社会においては、一死者を悼み悲しむ人々の間においても、時として感情や理念の対立が起こります。その場合には、まずはその人々自身が、互いにこれらの権利を有することを思い起こし、互いを尊重し合い、平和的

に問題を解決するよう努めなければなりません。

(自由に悲しむ権利)

第1条 あなたは、あなたが心に想う死者を、自由に悼み悲しむ権利があります。

第2条 あなたは、あなたに合った悲しみの速さ、強さ、かたちで悲しむ権利があります。

第3条 あなたは、あなたが悲しむために必要な時間、場所、他者から配慮を得る権利があります。

第4条 あなたは、その悲しみを自由に表現し、あるいは表現しない権利があります。

(尊厳を守られる権利)

第5条 あなたと死者は、それぞれ一人の人間としての尊厳を守られる権利があります。

第6条 あなたと死者は、周囲の好奇心や悪意ある言動から守られる権利があります。

第7条 あなたは、あなたと死者

またその葬祭のプライバシーを守られる権利があります。

(宗教や思想を選択する権利)

第8条 あなたは、死者を追悼する際に、そのよすがとして宗教や思想を選択し、あるいは選択しない権利があります。

第9条 あなたは、死者の葬祭を行うに際し、その様式として宗教自由に選択し、あるいは選択しない権利があります。また必要であれば、その共同体や指導者をも選択する権利があります。

第10条 あなたは、死者の葬祭を行うに際し、その葬祭の方法を自由に選択する権利があります。

第11条 あなたは、葬祭の方法を選択するにあたり、葬祭や宗教などについての正しく十分な情報を得る権利があります。

第12条 あなたは、葬祭や宗教などについてあなたが持つ情報では十分

に判断がつかない限り、あなたが自由に選択した第三者の意見をいつでも何度でも求める権利があります。

(葬祭サービスを受ける権利)

第13条 あなたは、死者の葬祭を行うに際し、あなたの必要とする葬祭サービスを適正かつ公平に受ける権利があります。

第14条 あなたは、死者の葬祭を行うに際し、あなたの必要とする葬祭サービスを受けるために、そのサービスを受ける事業者等を自由に選択し、あるいは選択しない権利があります。また、それをいつでも何度も変更する権利があります。

第15条 あなたは、それらの事業者等から葬祭サービスについての説明を十分に理解できるように受け、あなたが受けた葬祭サービスを自由に選択し、あるいは必要としないサービスを受け入れることを拒否する権利があります。

(実務を代理人に付託する権利)

第16条 あなたは、この宣言に述べる権利行使するにあたり、自らが自由な意思と行為によつてその権利行使することはもとより、あなたの意思を最大限に尊重する第三者を代理人に選任し、その実務を付託する権利があります。

「死者を悼み悲しむ人の 基本的な権利に関する宣言」とその解説

(株)シャローム 代表取締役社長
キリスト教会葬儀研究所 代表世話人 高見晴彦

権利宣言文提案の背景

親しい者を亡くし、悲しみに暮れながら葬祭を行う人々の中で、私たちサポーターはその人々に代わってさまざまなことを行います。しかし、どれほど優秀なサポーターであっても、その人に代わることのできない事柄もあります。それは、その人の代わりに心に痛みを覚え、その人の代わりに悲しみ、その人の代わりに涙することです。私たちは悲しむ人に寄り添い支えることはできますが、その人の悲しみを同じようく悲しむことはできません。それは、ある人の人生に寄り添い支えることはできても、その人生を代わりに生きることは誰にもできないことと同じだからです。

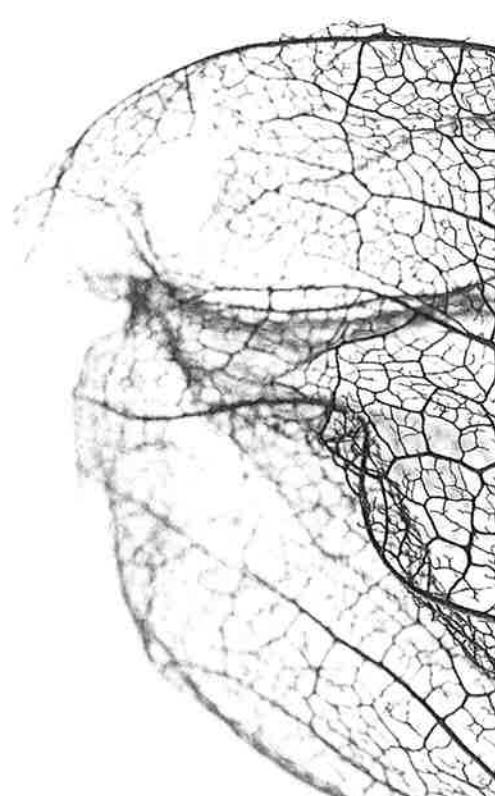
2008年、私設ウェブサイトを開設しようとしていた私は、まず初めにこのことを書こうと考えていました。実践的な知識や技術も大切とはいえ、まずは自分自身が何か迷つたときに、いつでも戻ることのできる基点が必要だと思ったからです。当時、たとえば全葬連（全日本葬

悼み悲しむとき、そして葬祭を行う人や動物が死に、遺された人々が

とき、その人々にとって最良の仲介者となることが、常に「葬儀士」としての私の最大の関心であり目標でした。ただ一人の死者の葬祭にあたる人々の中にも、さまざまな想いや

考えをもつ人がいますが、その誰もが自己の悲しみに十分に向き合える

環境を整えることが、私たち「葬儀士」の第一の務めだと考えていました。そのため、人々が自由に悲しみ、平和に葬祭を行うために、一人ひとりがもつ権利を明らかにすることは、私にとって重要なことでした。



祭業協同組合連合会）のウェブサイトには2007年に制定された「全葬連葬祭サービスガイドライン」が掲示されています。しかし、こ

れは限られた事業者の中における消費者保護の取り組みという色彩が濃く、私の目指す〈悲しむ人々自身を

主体とした普遍的な権利の表明〉とされ、私はこのままでは不満でした。そこで、この問題を解決するため、2008年1月に「死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言」を作成しました。この宣言は、葬儀士としての立場から、人々が死後に行われる葬儀に対する権利を明確に定めたものです。宣言の内容は以下の通りです。

いう趣旨には副わなかったのです。

そのような折、業務で神戸アドベ

ンチスト病院（K A H、神戸市北区）を訪れた私は、そこに掲げられていました「患者様の権利」という宣言に目を惹かれました。その第一条にはこう書かれていました。

あなたは、尊厳ある個人として、
その生命・身体・人格が尊重されます

「あなたは：尊重されます」。誰かが守つてやる、ということなのではなく、一人の人間として尊厳を守られることは、初めからあなた自身がもつていて権利なのです、という表現に私は衝撃を受けました。

ここにヒントを得た私は、この「患者様の権利」になぞらえて「葬儀に臨む遺族の権利」という文章を執筆し、ウェブサイトへの第一号として掲載しました。

しかし、当時の宣言にはいくつもの大きな課題も残りました。特に重

大であったのは、宣言の主体を「遺族」としてしまったことにより、遺族でない悲嘆者が除外となってしまふたこと、また個人である患者と違ひ、多くの場合集団である遺族の中で、互いの権利の衝突が起る場合については、十分に取り扱いきれな

かつたことなどでした。

同じ頃、グリーフケア（サポート）

という言葉が日本でも広がりつつあ

りました。しかし一部では支援者側の観念が先行しすぎる、いわゆる「押しつけ型ケア」が行われて問題がより深刻化するなど、発展途上の課題も山積していました。

また、葬祭に関する情報流通量が格段に増加し、選択の自由度は大きく上がりましたが、反面、人々の葬祭に対する価値観も非常に多岐にわたるものとなり、一人の死者の葬祭に対しても異なる価値観をもつ人々の間で軋轢^{あつれき}が生じることも多くなりました。

さらに身寄りのない死者が増加するなど、葬祭が必ずしも家族や親族の手によって行われるのではないといふ事情も拡大するなど、近年、葬祭のかたちは非常に幅の広いものへと変わっていました。

こうしたなか、同じ死別という体験に端を発しながらも、人々の悲しみや葬祭のあり方は個別性の強いものだということが大きく注目されるようになってきました。特に2011年の東日本大震災以降、同じ被災者でも一人ひとり違うそれぞれの心

情に丁寧に寄り添うことが大切だと

いう意識が高まりを見せ、支援者の活動として「傾聴」といった言葉も多く聞かれるようになりました。

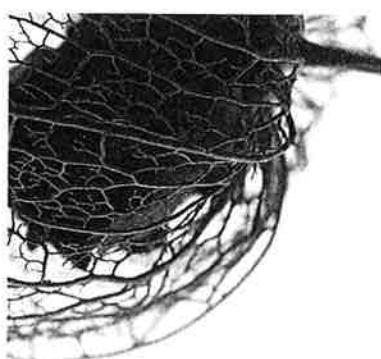
そのような社会の変化もあり、私たちが共通の認識として悲しむ人の基本的な権利を確認することの重要性は、今ますます高まっているのではないかと思います。そこで、旧宣

言文で残った課題の解消と、現在の社会事情への合致を目指し、協力者を得て改めて練り直した宣言文をここに提案することとなりました。それが「死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言」です。

ただし、もちろんこれが十全で完成したものであるということではありません。この提案を通して、ぜひとも多くの、また幅広い方にこの思素に加わっていただき、私たちの社会がよりよく豊かに発展していくけるよう、成果を創造し、共有していくことを心から願っています。

【参考】

●「患者の権利章典」
この宣言を作成するにあたり、主に左記の文書を参考にしました。
葬祭：式典や儀礼、祭り、墓や家庭祭壇など、葬送と祭祀に関わり具体的に行為として表現される事柄。



【用語注】

この宣言において、左記の用語は特にこのような意味とします。

死者：死んだ者。ここでは人のみならずペットなども含む。

追悼：死者を心の内に悼み悲しむこと。悲哀の感情や追憶を内面に抱くこと。

【参考文献】

●「患者の権利に関するWMAリスト宣言」

ホルトガルの里斯ボンでの総会で採択、2005年に2度目の修正。「患者の権利章典」と違い、医師という職能者が患者の権利を保護すべき者として位置づけられている。その意味で全葬連の「葬祭サービスガイドライン」に近い性質をもつてている。葬祭サービスを受ける権利に関して、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンなどの概念、また実務の第三者付託などについて参考となる。

●「世界人権宣言」

国連総会、1948年。現在の人権に関わる世界的な精神の礎。法に先んじた基本権という観念はもとより、患者に限定された他の宣言と違い、幅広い対象をもっているため、普遍性と各々のことを兼ね合いや、権利者同士の対立が起こることなどについて特に参考となる。

補足と解説

(前文)

全て人間は、他者との関係の中に生きているのですから、ある人またはある生物の死に際し、その喪失により、心に痛みを覚え、悲しみの感情が生じ得ることは自然なことです。この感情は、人種や属する社会、立場といった違いを超えて、あらゆる人に生来根源的に與えられたものです

から、この事実に思いを致し、悲しみの内にある全ての人を尊重することです。そこで、死者を悼み悲しんでいる人が自由にまた十分に自己の悲しみと向き合うことができるよう、その人々には以下の基礎的な権利が存在することを宣言するものです。

しかしながら、複雑な人間社会においては、一死者を悼み悲しむ人々の間においても、時として感情や理念の対立が起こり得ます。その場合には、まずはその人々自身が、互いにこれらの権利を有することを思い起こし、互いを尊重し合い、平和的に問題を解決するよう努めなければなりません。

たとえば、この宣言は専ら人類社会の平和の実現のためにあるのですから、「自己」を正当化するためにこの宣言にある権利を乱暴に主張して他人を抑圧したり、排除したりすることは厳に慎まなければなりません。

またこれらの権利はその人が自由に行使できるものであって、権利の全部または一部であっても、その行使を周囲が強要してよいものではなく、権利を行使しないという選択も尊重されなければなりません。

また後半では、それぞれの権利が対立する場合について触れていました。この宣言文は個別の事案に踏み込んで裁定を下すという性質のものではありませんから、この宣言があるからといって、自分の意に反する他者の主張をまったく顧みないということが肯定されるものではありません。

でも触れましたが、この宣言は性質としては人権宣言であつて、単に葬祭の現場における消費者保護の取り組みではありません。この宣言の内容を、人間として生き、その中で死者を悼み悲しむ全ての人々の普遍的な権利として位置づけています。

この宣言の各条を読むときには、それぞれが独立したものではなく、全てこの制定の目的に沿ったものとして解釈をする必要があります。たとえば、この宣言は専ら人類社会の平和の実現のためにあるのですから、「自己」を正当化するためにこの宣言にある権利を乱暴に主張して他人を抑圧したり、排除したりすることは厳に慎まなければなりません。

その法律の制定や、法的措置に至るまでの話し合いでの調整などの段において、全ての人にこれらの権利があることを願みて、平和的で良心的な解決の道を模索することが肝要です。

(自由に悲しむ権利)

第1条 あなたは、あなたが心に想う死者を、自由に悼み悲しむ権利があります。

第2条 あなたは、あなたに合つた悲しみの速さ、強さ、かたちで悲しむ権利があります。

第3条 あなたは、あなたが悲しみのために必要な時間、場所、他者からの配慮を得る権利があります。

第4条 あなたは、その悲しみを自由に表現し、あるいは表現しない権

利があります。

まず、悲しむことも悲しまないことも他者から強制されるべきものではありません。悲しみは心の内より自然にわき上がる感情であつて、理性的に必要性や妥当性などを考えて行うような事柄ではないからです。

これが侵害される大きなケースとしては、たとえば政治的な事情により権威者の死を悲しむことを当然とされるようなケース、また逆に、罪を犯した者についてその近親者ですら悲しむことを非難されるようなケースなどがあります。

しかしそこまでの事案でなくとも、個々人の関係性は他者が易々とわかるものではありません。遺族の中でも悲しみの情が薄い者もいれば、他人でも強く悲しむ人もあるでしょう。

(第1条)

次に、悲しみのあり方はそれぞれ人に独特のものであつて、それを他者から強制されるべきものではありません。しかし時に周囲の人があのことに思い至らず、相手が「自分と同じように悲しんでいない」ことにおかないと(速さ)「もつと悲しんであげないと(強さ)」「あなたが

こう思つてあげないと(かたち)」などと、自分の感性を押しつけてしまうことがあります。

これらの人には意はないとしても、結果的に本人のグリーフワークを阻害してしまった場合がありますから、このことに常に留意して相手の心情を慮り、それぞれに相応しい適切な距離を保つよう心がける必要があります。

ます。(第2条)

またこうして自由に悲しむためには、その人に応じた時間や場所などが必要となる場合があります。これも人によって必要とする範囲や様態は大きく異なり、具体的に葬儀や墓などの時空間である場合もあれば、逆に誰からも干渉されず「放っておかれれる」環境である場合などもあります。

また、自分の必要な環境について

本人からの的確な表明がある場合はかりとは限りません。ですから周囲がその人をよく理解するよう努め、必要とする適切な時空間を与える配慮も必要となります。(第3条)

(尊厳を守られる権利)

第5条 あなたと死者は、それぞれ一人の人間としての尊厳を守られる権利があります。

第6条 あなたと死者は、周囲の好奇心や悪意ある言動から守られる権利があります。

第7条 あなたは、あなたと死者、またその葬祭のプライバシーを守ら

一見すると悲しんでいないかのよう見える人がいたとしても、たとえ衝撃が強すぎて涙も出ないとか、心の安定を保つために冗談めかしてあります。

心の安定を保つために冗談めかして紛らわせてしまうなどという場合もあります。

単に表出された事象のみに囚われることに常に留意して相手の心情を慮り、それぞれに相応しい適切な距離を保つよう心がける必要があります。

ところで、難しいのは、この感情表現が時として周囲への八つ当たりや自傷行為などとして現れる場合があります。

またこうして自由に悲しむためには、その人に応じた時間や場所などが必要となる場合があります。これも人によって必要とする範囲や様態は大きく異なり、具体的に葬儀や墓などの時空間である場合もあれば、逆に誰からも干渉されず「放っておかれれる」環境である場合などもあります。

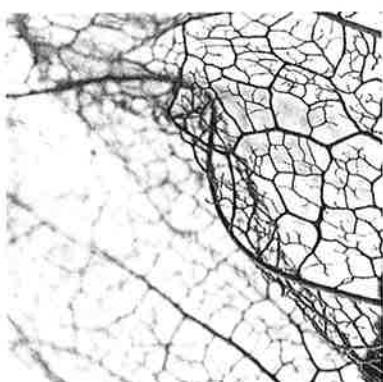
また、自分の必要な環境について

本人からの的確な表明がある場合はかりとは限りません。ですから周囲がその人をよく理解するよう努め、必要とする適切な時空間を与える配慮も必要となります。(第3条)

(尊厳としての死)

特にその一側面として、悲しむ人や死者に対する周囲の好奇心、悪意ある言動、さらに悪意はなくとも悲しむ人を傷つけるような言動からは十分に守られなければなりません。

代表的な例として、その死者が自死・事件・事故などで亡くなつた場合において、報道機関の取材や知人からの質問などに関係者が重い





心的負担を強いられるようなこともあります。これはその瞬間の負担だけでなく、そのことによって悲しむことや葬祭の営みに集中できなければ、後々までの心の苦しみになる可能性のある重大なことです。

ですから、ことさらに「なぜそんなことが起きたのか」「どうして気づいて止めてやれなかつたのか」「今の気持ちは」などと、当人の意思感情を尋ねて回答を強要したり、問責するようなことは慎まなければなりません。（第6条）

近代、社会が高度に情報化されていくにつれ、個人の基本権としてのプライバシーの保護への関心は高まり、その必要性については論を俟たないものとなっています。

事業者にとっては、プライバシーといえども、平成15年に施行された「個

人情報の保護に関する法律」に関連する個人の氏名等その個人を識別できる個人の「生きる情報」というごく限られた情報を、事業者が取得・保持・利用するにあたり、その扱いの適正化を促すためのものであるのに対し、広義のプライバシー権は個人が自身に属する固有のテリトリリーを物理的、精神的、知覚的などあらゆる意味で侵襲されない権利であるといえますし、特に葬祭においては生者のみならず死者のプライバシーも同等に守られなければならないものとなっています。

これはたとえば、重大な感染症の感染拡大を予防するための措置であつたり、犯罪捜査に関わる措置である場合、また自己や第三者の生命や財産等の緊急的な保護に関わる場合などのことです。（第7条）

ところで時折、さまざまな理由から「近隣の人々に知られずに葬儀をしたい」と希望する人がいますが、実際のところ「死亡の事実」そのものを隠すことは困難な場合もあります。自宅の前に寝台車が停まつたり、葬儀社が出入りする状況を近隣の人々が見ると、少なくとも異変があつたとえることは容易に想像できるからです。事実が見えているのにその詳細を隠そうとすると、周囲は不足する情報の中で不安や心配を抱えてしま

うことにもなりかねません。ですからこのような場合には、その必要に応じて「葬儀は遺族近親のみで行いますので、しばらくそつと見ておいてください」などと近隣の方々にきちんと伝え、理解を得るなどの配慮も重要です。

また、隠すこと自体の妥当性についても、事情によつてはそれが適切としても、社会の重大な利益を保護するために法令で定められた方法による場合などにはこの限りではありません。

（宗教や思想を選択する権利）

第8条 あなたは、死者を追悼するに際し、そのよすがとして宗教や思想を自由に選択し、あるいは選択しない権利があります。

第9条 あなたは、死者の葬祭を行うに際し、その様式として宗教を自由に選択し、あるいは選択しない権利があります。また必要であれば、その共同体や指導者をも選択する権利があります。

さらに事業者（組織）がプライバシー保護に積極的に取り組んだとしても、実際に消費者やその情報と触

人間の内面的な思想信条の自由は人権の重要な一翼を担うものです。特に死者の追悼や葬祭においては、

死者のその後を具体的に想起させるものとして、各々の信じる宗教や思想を大きな拠り所とすることも多く、

グリーフワークにも大きな影響を与えるものです。ですから宗教や思想を自由に選択し、また信じない宗教や思想を押しつけられない権利は守られなければなりません。

なお、これは既存の一定の集団性をもつ宗教や思想に限定されるということではなく、その人に独特の思想である場合についても同様です。

ところで、こう言うと、たとえば日本においては死者本人がクリスチヤンであるのにその家が代々仏教であるから仏式葬儀を強要されたなど、マジョリティがマイノリティを抑圧するという事例が取り上げられることが多いでしょう。

しかし、実際にはそういう場合だけでなく、たとえばプロテスタント葬儀において牧師が非クリスチヤンの参列者に対しても遺影や遺体への挙手を強く禁止するなど、抑圧されたマイノリティがその反動としてさらに自分たちの集団に属さない個々人の信条を抑圧してしまった事例もあります。

このように、不寛容がさらなる不寛容を生むといった悪循環が生じないよう、十分注意しなければなりません。

せん。(第8条)

宗教の選択の自由と同時に、その表現の一環である葬祭の様式としての宗教、またその様式を実行する宗教共同体や宗教者を選択する権利も守られなければなりません。ただし、こうして宗教や宗教共同体または宗教者を選択した場合においては、その共同体の教義や理念、規律や習慣を尊重する義務を負うのは当然のことです。

あえてこう言わなければならぬのは、日本人の「宗教」に対する感覚の特異性、いわゆる「宗教のファッショナリズム」というものがあるからです。宗教を選択する権利というのは、単にその様式の好き嫌いによって身に纏うものを無分別に替えていいという意味ではなく、自身の内面の要請によって望まない宗教的観念を強要されることを拒否できるといふことです。(第9条)

(葬祭の方法を選択する権利)

第10条 あなたは、死者の葬祭を行つてある。この葬祭の方法を自由に選択する権利があります。

あなたは、葬祭の方法を選択するにあたり、葬祭や宗教などに

ついての正しく十分な情報を得る権利があります。

第12条 あなたは、葬祭や宗教などについてあなたが持つ情報では十分に判断がつかない場合、あなたが自由に選択した第三者の意見をいつでも何度でも求める権利があります

葬祭のあり方を自由に選択するためには、その判断を行なうに必要な葬祭や宗教などに関する正しく十分な情報が得られていないかもしれません。ここで重要なのは、問題となるのが社会に十分な情報が存在しているかどうかではなく、その判断を行なう当人が十分な情報を得られているかどうかだということです。

ですから葬祭を行なうに際しては、その葬祭の様式や具体的な方法(遺体の処理方法などを含む)をそれぞれが自由に選択できることが重要です。

ただし、前文の後半でも述べたように、一人の死者の葬祭においても、必ずしもそのあり方への希望が、悲しむ全ての人々の中で共通であるとは限りません。ですからそのあり方ができるだけ多くの人々に納得できるよう、両立できるものは両立させ、必ずしもそのあり方への希望が、悲しむ全ての人々の中で共通であるとは限りません。ですからそのあり方

特に葬祭は一般の人々にとっては日常的な行事ではなく、情報に触れる機会が必ずと多くはなり難いものですし、情報を必要とする葬祭を主宰する人々は中高年層が比較的多いことから、インターネットなどを十分に活用できないことも少なくあります。

また、白山とはいえ、これらの権利が人類社会の平和に資することを目的とする以上、社会の法令に反することはない。周囲の大多数の感情に副わない葬祭の方法を選択することが無制限に許されるというのも何でも求める権利があります。

第13条 あなたは、葬祭や宗教などについてあなたが持つ情報では十分に判断がつかない場合、あなたが自由に選択した第三者の意見をいつでも何度でも求める権利があります。

葬祭のあり方を自由に選択するためには、その判断を行なうに必要な葬祭や宗教などに関する正しく十分な情報が得られていないかもしれません。ここで重要なのは、問題となるのが社会に十分な情報が存在しているかどうかではなく、その判断を行なう当人が十分な情報を得られているかどうかだということです。

いわゆるネット社会における情報弱者問題に見られるように、社会における情報量がどれほど増大したとしても、そのことによって直ちに情報報を必要とする全ての人に的確にその情報が提供されているとは限りません。

特に葬祭は一般の人々にとっては日常的な行事ではなく、情報に触れる機会が必ずと多くはなり難いものですし、情報を必要とする葬祭を主宰する人々は中高年層が比較的多いことから、インターネットなどを十分に活用できないことも少なくあります。

ません。情報が必要とする人それに合った機会・方法・媒体による丁寧な情報発信が求められます。

また、情報の「正しさ」とは、単に社会における標準的・多数的な意見ということではなく、客観的・多角的、かつ判断の主体となる人に理解できる内容であって、葬祭の選択を行うにあたり、その判断に資するものでなければならぬのは当然のことです。ですから、たとえば社会に対して正しく十分な情報を提供する責務のあるといえる葬祭事業者や宗教指導者が、人々に対して「そんなことは常識だ」「馬鹿な誤解をするものではない」「調べればわかることだ」などとすることは、自分たちの説明不足を棚に上げた言い訳でしかないと承知しておくべきです。

ただし、葬祭や宗教に関する情報量は膨大ですから、いざ葬祭の場において、限られた時間の中での全てを説明することは不可能です。情報発信する側の努力のみに依り頼むのではなく、全ての人が自分もいざれ葬祭を選択する場面に遭遇する可能性があるということを心に留め、日常的に情報を得ようと努力することも必要です。

たとえば、現代日本人は宗教「団体」離れは加速していますが、かど

いつて葬祭において宗教的儀礼や感性を求める人が極端に減少しているわけではありません。葬祭を特定の宗教様式で行うことと想定しているならば、その時が訪れる前に、その宗教における死や葬祭に対する考え方や、その宗教共同体の実態に触れる機会をもつことは、自身の選択の自由を担保するために非常に重要なことです。(第11条)

近年、医療においては「セカンドオピニオン」という語もよく聞かれています。これはそのまま「第二の意見」という意味で、患者が自分が持っている医師の見解や説明に納得ができない、またはより確実性を求めるときに、他の医師の意見を聞くことができるというものです。このことにより、患者は複数の医師による、多角的でより確かな見解を基に、自分の病気に対する医療を選択できるようになります。

さて、医療におけるセカンドオピニオンは医師という特定の職能者によるものですが、葬祭におけるセカンドオピニオンはその内容により意見を求める対象が非常に幅広いものとなります。死者や近親者の心情については家族・親族・友人など、地域の文化的慣習については地域の長老や世話役など、宗教については宗

ん。さらに、患者が担当医師を信頼できないこともあるでしょうし、自分で告げられた重大な病気が「実は誤診ではないだろうか?」という一縷の望みを捨てきれない場合もあるでしょう。

ですから、仮に患者が一人の医師を信頼することしか許されないとすれば、それは大きな不安を伴う可能性があります。

このことは葬祭においても同様です。前述のように葬祭に関する情報は日常的に得る機会の多くないものですから、誰かが「これはこういうものなんですよ」と言えば、たとえそのまま「第二の意見」という意味で、患者が自分が持っている医師の見解や説明に納得ができない、または自分の想いに反していても「そう決まっているのならば仕方がない」と考へてしまふようなことも起こり得ます。ですから、前条で述べた情報を得る権利を下支えするためにも、セカンドオピニオンを受けられる権利は重要なのです。

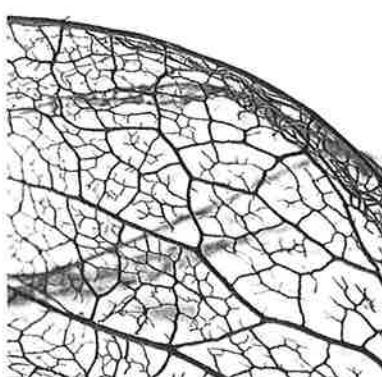
消費者にとつては、事業者等と一

教指導者や共同体の同胞などといった具合です。

また後述する葬祭サービスについては、これまでに実際に葬祭を経験した知人などだけではなく、医療が広い意味では複数の事業者に同じ施行内容での見積もりを依頼する、いわゆる相見積などもセカンドオピニオンに含まれるといつてもよいでしょう。

さらに近年では、葬祭に関する第三者的情報を与えることを専門とする「葬祭コンサルタント」などと呼ばれる事業も発生しています。もし有料であっても意見に対しても責任を明確にしてくれる人であれば、それらを利用するという方法もあるでしょう。

さて、医療におけるセカンドオピニオンは医師という特定の職能者によるものですが、葬祭におけるセカンドオピニオンはその内容により意見を求める対象が非常に幅広いものとなります。死者や近親者の心情については家族・親族・友人など、地域の文化的慣習については地域の長老や世話役など、宗教については宗



度打ち合わせを始めたり施行を依頼してしまうと、「いまさら他の事業者には聞きにくい」「紹介された事業者だから信用しなければ」などという思いを抱くことも少なくないかもしれません。

しかし、もし本当に納得のいかないことがあるならば、第三者に意見を求めるることは守られるべき重要な権利であるということを覚えておいていただきたいと思います。(第12条)

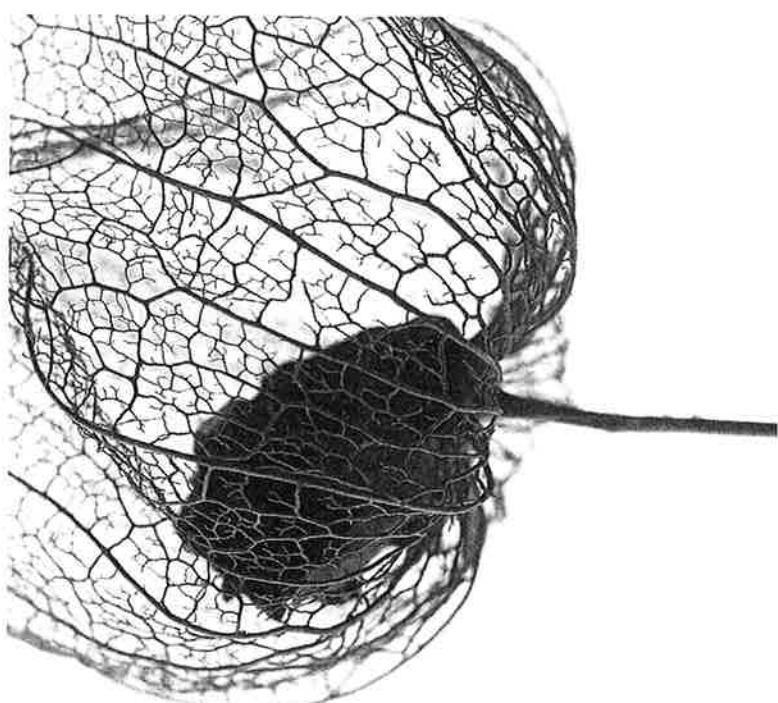
(葬祭サービスを受ける権利)

第13条 あなたは、死者の葬祭を行うに際し、あなたの必要とする葬祭サービスを適正かつ公平に受ける権利があります。

第14条 あなたは、死者の葬祭を行

うに際し、あなたの必要とする葬祭サービスを受けるために、そのサービスを受ける事業者等を自由に選択し、あるいは選択しない権利があります。また、それをいつでも何度でも変更する権利があります。

第15条 あなたは、それらの事業者等から葬祭サービスについての説明を十分に理解できるように受け、あなたの受ける葬祭サービスを自由に選択し、あるいは必要としないサー



あります。

社会的分業が進み、葬祭に関する実務も専門化している国や地域においては、死者を悼み悲しむ人が葬祭を行ふに際してその必要とする葬祭サービスを適切に受けられる環境が整えられていなければなりません。

ここでいう葬祭サービスは大きく核心部と外郭部に分けられます。まず核心部としては用語注で述べた「葬祭」に関わる諸事業、具体的には、葬式の運営にかかる葬儀業とその関連事業、火葬や墓地事業など遺体の処理にかかる事業、墓石や家庭祭壇など記念行為にかかる事業などがあります。また外郭部としては、葬祭の前後に起る事柄や悲しむ人自身の安定に資する性質のある諸事業、

具体的には、遺言や相続などの事務にかかる事業、グリーフケアにかかる事業などがあります。

これら葬祭サービスのうち、特に遺体の処理などその社会における基本的合意が形成されルール化されていいる事柄については、社会のインフラストラクチャーとして整備されて

ます。いずれにしても、消費者となる悲しむ人の社会的な立場がどのようなものであれ、謂われのない差別的な取り扱い、また必要最小限の葬祭の実施が制限されるようなことがあつてはなりません。(第13条)

葬祭サービス事業者等によつて提

供される便益は有形の物ばかりではなく、またその便益の提供を受ける

業者等の遂行能力もさることながら、医療などと同様に消費者と事業者との信頼関係が大きく影響します。ですから、消費者が自身の必要とする葬祭サービスを受けようとする時、そのサービスを受ける事業者等を自由に選択できることもまた重要なことです。

日本においてこの権利が侵害される代表的な例としては、〇五年の公正取引委員会による「葬儀サービスの取引に関する実態調査」で独占禁

められてていることが望ましいといえ

ですから、葬祭の円滑な施行には事

を十分に理解できるように受け、あなたの受ける葬祭サービスを自由に選択し、それは自由に選択できる環境が整えられていることが望ましいといえ

山法違反の疑いがあると指摘された、いわゆる病院指定業者による強引な営業や、景品表示法違反の疑いがあると指摘された、虚偽や誇大な広告に関する事例などがあります。また、冠婚葬祭互助会等における解約金問題についても、その額が不当に大きかつたり解約そのものが著しく困難であれば、消費者の選択の余地を狭め結果的に消費者が事業者を選択する自由を不正に害する可能性があります。このほか、親族や団体・地域等の世話役、宗教関係者などによる事業者の斡旋が強制的になる事例などもあります。

なお、事業者等との契約、解約、変更の自由は守られなければならぬとしても、そのことによって消費者が契約上の責任を免れるといふことはありません。契約時において明示されている解約金や、すでに発生した費用、関連する損害などについては、状況によりそれらを負担する必要がある場合もあるでしょう。

時間的・心的負担などがかかる場合もあり得ます。ですからこれらのことと踏まえ、事業者等の負うべき義務はもとより、消費者自身もその契約の内容をよく理解するよう積極的に努め、主体性をもつて事業者を選

択することが重要であり、このことがまた事業者と消費者との信頼関係の基になるといえるでしょう。(第14条)

さらに、選択された事業者等はその提供する葬祭サービスに関して、選択肢となり得るもの、実際に選択可能な範囲、選択しまだ選択しなかつたことによる結果の予測、かかる費用などについて消費者に対し丁寧かつ十分に説明し、同意を得て提供する責務があります。この点についても第11条と同様に、重要なのは消費者自身が理解できる言葉と方法によつて説明がなされることです。

これは医療におけるインフォームド・コンセントと同様の考え方です。日本においてこの権利が侵害される代表的な例は、前出の資料に加え〇七年の総務省近畿管区行政評価局による「葬祭業の取引の適正化に関する調査の結果報告書」などに詳しく述べられており、該当該サービスが他に比べ廉価であるなどとする誇張するような広告を行つたとする説明が不足していること、事前にわかりやすい資料を用いた説明が不足していること、見積書が交付されないこと、

請求額が見積もりに対し過大になつたことについての説明が不足していることなどのケースがあることが指摘されています。(第15条)

(実務を代理人に付託する権利)

第16条 あなたは、この宣言に述べる権利を行使するにあたり、自らが自由な意思と行為によつてその権利行使することはもとより、あなたの意思を最大限に尊重する第三者を代理人に選任し、その実務を付託する権利があります。

【執筆協力】
本稿を執筆するにあたり、特に左記の方々にご意見ご協力をいただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

なお、各位の意見の全てがこの宣言及び解説に反映されているわけではなく、文責は筆者にあります。(氏名五十音順、敬称略、数字は生年)

藤久美(1969)/竹内一郎/代表取締役
緒田 岡田守生(1964)/主婦 長島
佐智子(1982)/日本基督教団 千里
聖公会 牧師 中井大介(1976)
佐野 佐野(1969)/東京経営総研 取締役 西慶一(1969)
谷信司(1976)/松本浩之 司法書士事務所 司法書士 松本浩之(1962)
／単立 泰心山西榮寺 僧括 吉田敬二(1969)

【編集部注】
本文中の「葬儀士」とは筆者の表現による。「葬儀に従事する専門家」の意味

この第三者の選任に際しては、可能な限り本人の選任の意思を尊重しなければなりません。また本人がその意思を表明できない場合には、この宣言に述べる権利の他あらゆる本人の権利を最大限に尊重することが期待できる人によってその実務が行われることを、社会は法令や良識的慣習などによつて担保する必要があります。(第16条)